

強引な悪質家庭訪問販売にご注意!!

特定商取引法や道の条例では、不当な取り引き方法を禁止しています

例えば、こんな訪問販売は、ここが問題…

① 販売目的を隠して訪問



② 断っているにも関わらず繰り返し長時間勧誘



③ 故意に事実を告げなかったり、ウソを告げる



④ 威迫して困惑させるなど迷惑を覚えさせる行為



⑤ クーリング・オフを防げる行為



困った時は、お近くの消費生活相談窓口へ